

令和4年度青少年健全育成部会 経過報告

1. 部会設置目的、役割

舞鶴市子ども・若者支援会議条例 第2条に記載してある所掌事務のうち、第2項「地方青少年問題協議会第2条第1項各号に掲げる事務」、具体的には、「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること」及び第3項の「舞鶴市少年補導センターの適正な運営に関する事項の調査審議」、そして第4項の「舞鶴市子ども・若者健全育成基金を活用して行う事項の調査審議」の3つの事項については、子ども・若者支援会議の中に、別途部会を設置して、その部会で協議をしていくために、この「青少年健全育成部会」を立ち上げたもの。

この「青少年健全育成部会」で協議する内容のうち、「舞鶴市子ども・若者健全育成基金」については、現在この基金を活用して、「青少年善行表彰」と「子ども・若者健全育成事業に対する補助」を実施し、このうち「青少年善行表彰」については、本市では、20歳までの個人や青少年を中心に組織されている団体（学校、海洋少年団など）が、「よいおこない」と認められる活動を実施された場合に、その個人又は団体に対して表彰しているもの。

この部会では、市長からの諮問をうけ、推薦のあった候補者の活動内容を踏まえながら、委員に表彰の可否について選考いただき、表彰することが決定した者を市長に答申する役割を担っている。

2. 会議

(1) 開催日：令和4年8月18日（木）13時30分～

(2) 場 所：議員協議会室

(3) 協議事項：

①副部会長の選任について

→ 池田秀男委員を選任

②青少年善行表彰 被表彰者の選考について

→ 被表彰候補者 個人2人（選考対象3件）

2団体（選考対象3件）

うち、個人1人（1件）、1団体（1件）を被表彰者に決定。

個人1人（2件）、1団体（2件）を審査保留とし、後日書面決議で選考。

3. 書面決議の実施

書面発送日：令和4年9月1日（木）

回答期限日：令和4年9月9日（金）

結果発送日：令和4年9月13日（火）

→ 結果：個人1人2件、1団体1件を被表彰者に決定。

※団体の2件中1件は、表彰見送りとした。

【最終結果】

氏名・団体名	内容	判定結果
橋本 郷史	大雪のときに、地域の高齢者宅の雪かきを自ら率先して行った。 （社会生活上の継続的な、いわゆる小さな親切的行為）	表彰
小島 萌衣里	荒廃した西舞鶴駅東口花壇の草抜きと花植えによる再生事業。 （環境衛生の保全、向上のための継続的又は断続的な行為）	表彰 （2件一括）
	舞鶴市市街地クリーン大作戦への参加、京都北都信用金庫との合同清掃。 （環境衛生の保全、向上のための継続的又は断続的な行為）	
マナイ商店街再興プロジェクト	商店街の活性化を図り、イベントやPR動画の作成を実施。 （その他）	表彰
京都府立西舞鶴高等学校ボランティア部	西舞鶴駅東口花壇の草抜きと花植えによる再生事業。 （環境衛生の保全、向上のための継続的又は断続的な行為）	表彰
	京都北都信用金庫との合同清掃。 （環境衛生の保全、向上のための継続的又は断続的な行為）	見送り

※橋本さん・マナイ商店街再興プロジェクトを部会で決定、小島さん・西舞鶴高等学校ボランティア部を書面決議で決定。

4. 青少年善行表彰式

- (1) 開催日：令和4年10月16日（日）13時30分～
(2) 西公民館ホール
(3) 内容：被表彰者2人、2団体に、沼田副市長から表彰盾を授与。
被表彰者を代表して、橋本郷史さんが謝辞。

5. 市民の集い

青少年善行表彰式終了後に、舞鶴子ども育成支援協会・舞鶴市少年補導委員連絡協議会と共催で開催。

演題：ヤングケアラーについて～家族の世話をする子どもたち～

講師：京都府ヤングケアラー総合支援センター

チーフコーディネーター 青木 賀代子 氏

6. 令和4年度青少年健全育成部会委員（参考）

団体等	役職	摘要	職名	委員氏名
舞鶴子ども育成支援協会	部会長	常任	会長	池内 紀代子
舞鶴自治連・区長連協議会		常任	会長	福本 清
舞鶴市小学校長会		常任	役員	小森 昌子
舞鶴市中学校長会		常任	役員	塩見 登志彦
京都府立西舞鶴高等学校		常任	副校長	奥本 有紀
舞鶴市PTA連絡協議会		常任	副会長	山田 水奈
舞鶴市社会福祉協議会	副部会長	常任	事務局長	池田 秀男
舞鶴市民生児童委員連盟		常任		(選任中)
京都府中丹広域振興局		臨時	地域連携・振興部長	和久 輝幸
京都府家庭裁判所舞鶴支部		臨時	主任家庭裁判所調査官	杉本 由可子
京都府舞鶴警察署		臨時	生活安全課長	梅景 俊哉
舞鶴地区保護司会		臨時	理事	辻 香
舞鶴市少年補導委員連絡協議会		臨時	会長	常塚 和裕
京都北都信用金庫東舞鶴中央支店		臨時		小笹 美保

※常任委員 任期3年（令和4年5月20日～令和7年5月19日）

※臨時委員 任期は、委嘱の日（令和4年7月5日）から専門事項の審議終了まで（令和5年3月31日）